

お知らせ

平成31年2月14日
宇部市総務財務部契約課

建設工事の入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正等を行いますので、お知らせします。

記

1 建築一式工事の手持制限の見直しについて

平成31年度(2019年度)は、建築一式工事の発注状況や受注機会の均衡等を考慮し、次のとおり改正することとします。

なお、今後もこれまでと同様に、必要に応じて見直しを行います。

【現行】その年度に締結した手持工事があれば、竣工検査の合格の日まで入札に参加できない。
(前年度以前に締結した工事は、手持工事としない。)

【改正後】締結した手持工事があれば、竣工検査の合格の日まで入札に参加できない。
(前年度以前に締結した工事も手持工事として取り扱う。)

※下位の等級区分に該当する設計金額の工事及び耐震補強工事は、従来どおり手持工事の対象から除きます。

※市役所本庁舎(1期庁舎)に係る建築一式工事は、手持工事の対象から除きます。

2 施行日

平成31年4月1日